

取扱い業者・販売店様 各位

平成23年3月吉日  
株式会社トヨトミ  
販売業務部

## 石油燃焼機器の特定製品指定(PSC)に伴う販売規制について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
石油燃焼機器が、消費生活用製品安全法の特定製品に指定され(2009年4月1日施行)製造・輸出事業者は、国が定めた安全基準を満たしたものにPSCマークを表示しております。  
取扱い業者・販売店様は、石油燃焼機器にPSCマークが表示されていることを確認した上で展示・販売する必要があります。  
なお、PSCマーク表示がない製品の販売猶予期限である2011年3月31日が近づいております。  
つきましては取扱い業者・販売店様の皆様において、今一度製品をご確認いただき再度徹底していただくよう、よろしくお願い申し上げます。

### <<販売猶予期間について>>

**2009年4月1日施行**

**(販売猶予期間2年)**

PSCマーク表示のない製品でも  
展示・販売できます。

**【PSCマーク表示経過措置期間】**

2011年3月31日まで

PSCマーク表示のない製品の  
展示・販売は一切できません。

2011年4月1日から

### <<法規制対象製品(特定製品)>>



製品指定によって、**PSC**  
**マーク**の表示がない石油  
燃焼機器は販売できなくな  
ります。



**石油ストーブ**

**石油給湯機**

**石油ふろがま**

(ファンヒーター、FF、煙突式含む)

